

肝炎対策ワーキンググループでの審議状況（要約）

【経過】

- 平成22年1月1日、「肝炎対策基本法」施行。
- 平成23年5月16日、国において「肝炎対策の推進に関する基本的な指針」策定。この中で、都道府県単位での肝炎対策を推進するための計画策定等、地域の実情に応じた対策の推進が望まれると規定。
- 府においては、京都府保健医療計画の見直しに当たり、肝炎対策の推進に関する計画を一体的に策定。

【WGでの協議経過】

- 第1回：平成24年5月9日
計画の策定に当たって論点とすべき事項について
- 第2回：平成24年7月27日
計画に記載する事項（案）について
- 第3回：平成24年10月5日
計画（案）について

【主な意見（論点）】

- 肝炎ウイルス検査の必要性、肝炎に関する知識の普及や新たな感染を予防するための若年層への啓発活動等が必要
- 検査実施機関の拡充など、肝炎ウイルス検査を受検しやすい体制の整備が必要
- 居住地域に関わらず、適切な医療を受けられる体制の整備が必要
- 肝炎患者支援手帳の作成、コーディネーターの養成などを計画に盛り込むべき
- 肝硬変、肝がん患者に対する支援が必要
- 関係者が一体となって肝炎対策を推進するため、患者を含めた肝炎対策協議会を設置した上で、継続的な協議が必要

【計画の要約】

現状と課題

- 感染者の早期発見と適切な治療で病状の進行を抑えることや、新たな感染を予防するための取組が重要
- 検査実施体制及び医療提供体制の拡充が必要
- 肝硬変や肝がん患者の不安を軽減するため、がん対策と連携した取組の推進が必要

対策の方向

- 感染予防に必要な知識の普及啓発と母子感染予防対策を推進
- 肝炎ウイルス検査の受検機会拡大に向けた取組の推進
- 肝疾患専門医療機関の拡充と、関係医療機関の連携の推進
- 肝炎の正しい知識を持ち、相談、コーディネート等が可能な人材の育成
- 患者をはじめ、関係者が一体となって対策を進めるため、肝炎対策協議会を設置

成果指標

- 市町村が健康増進事業として実施する肝炎ウイルス検査において、40歳以上の5歳刻みの節目年齢の方に対する個別勧奨を全ての市町村で実施
- 現在、京都大学附属病院及び府立医科大学附属病院に設置している肝炎の相談窓口を北部の医療機関に設置し、相談支援体制を強化
- 保健所や市町村の職員等を対象に、肝炎の知識を持つ人材を育成